

競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会（第4回会合）議事概要

平成26年11月20日
公正取引委員会

1 日時 平成26年10月8日（水） 10時00分～12時00分

2 場所 公正取引委員会大会議室

3 出席者

（研究会委員）

座長	岸井 大太郎	法政大学法学部教授
委員	青柳 由香	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	上村 達男	早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授
	大山 泰	株式会社フジテレビジョン報道局専任局次長兼 経済部編集委員兼解説委員
	国谷 史朗	大江橋法律事務所代表社員（弁護士）
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授

（ヒアリング対象者）

ケン・A・シーゲル

モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所
東京オフィス代表（弁護士）

多田 英明 東洋大学法学部准教授

（事務局）

公正取引委員会事務総局 松尾経済取引局長，杉山経済取引局総務課長，
片桐経済取引局調整課長

4 会議次第

（1）開会

（2）ケン・A・シーゲル弁護士からのヒアリング

（3）多田英明東洋大学法学部准教授からのヒアリング

（4）質疑応答

（5）閉会

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
	電話 03-3581-5483（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

5 議事概要

(1) ケン・A・シーゲル弁護士から米国の公的再生支援について説明が行われたところ、各委員から出された主な意見・質疑とそれに対するヒアリング対象者の発言の概要は次のとおり。

- ゼネラル・モーターズ（以下「GM」という。）に対する公的再生支援においては、当該再生支援の出口において再上場という手法を採っているが、この出口を考えるに当たり、これ以外の方法は議論されたか。
 - 私の知る限り、不良資産救済プログラム（以下「TARP」という。）で取得した株式を市場を通じた売却ではなく、特定の企業と個別に交渉してブロック取引するという事を米国政府は考えていなかった。米国政府としては、個別に交渉を行うことで特定の企業を有利に取り扱っているというようには見られなくなかったのだろう。
- 米国政府が公的再生支援を行うに当たり、その中心となる政府機関はどこか。
 - 中心となる機関は事例により異なる。2008年のベア・スターンズの破産事例では、最も簡単で迅速な形で支援する必要があり、また、連邦準備制度理事会（以下「FRB」という。）から資金を借り入れることが重要であったため、FRBと米国財務省が連携を図ってリーダーシップをとったということである。
 - その後、TARPが施行されることになったが、GMの事例においては連邦議会が介入し、実際にTARPを適用すべきか等の問題について、連邦議会で議論が行われている。また、その後、雇用問題や中小企業等にも波及することから、大統領府の介入にまで至っている。
- 米国では、雇用確保と金融不安防止のために高度な政治的判断の下、アドホックな対応が行われるということであるが、実際には、AIGやファニー・メイ、フレディー・マックは救済する一方、リーマン・ブラザーズは救済しなかった。このような米国政府のアドホックな対応の背景をどのようにみているか。
 - 米国政府はベア・スターンズを救済したことで、救済不要な企業を救済したとかなり激しい批判を受けた。
 - その後のリーマン・ブラザーズを救済しなかった理由は二つあり、一つは、米国政府がベア・スターンズへの支援に対する激しい政府批判に支援を躊躇したこと、もう一つは、TARPが施行される以前のことだったため、支援のための十分な資金力が米国政府に無かったことと考えている。
- アメリカの反トラスト法の下では、州行為の法理（ステイト・アクション・ドクトリン）と呼ばれる判例法理がある。これは州の公的行為には反トラスト法を適用しないという法理であるが、この法理の考え方を連邦政

府の行為にも類推適用した上で、連邦政府による公的再生支援について競争当局は関与しないとしているのか。

また、米国においては、競争当局として司法省（以下「DOJ」という。）や連邦取引委員会（以下「FTC」という。）があるが、その他、業種ごとに、例えば通信であれば連邦通信委員会（FCC）といった規制監督機関があるところ、公的再生支援が行われる場合、それら機関が競争への影響の観点から意見を述べることはあるのか。

→ そもそも、米国政府には公的再生支援を行うに当たって、競争への影響の観点を考慮するという認識はないと思われる。州行為の法理の影響もないと思う。また、金融分野における再生支援に際しては、金融以外の分野を含めたより大きな市場での競争に大きな影響を与えることとなるという認識が米国政府にはあったものと思われる。

- GMやクライスラーに対する公的再生支援に関して、米国政府による救済を支持するという声が競争事業者の中では強かった背景として、米国の自動車業界は各自動車メーカーに部品を納入している部品メーカーが共通していたところ、自動車メーカーの1社が倒産すると関連する部品メーカーも倒産してしまい、他の自動車メーカーも困るという事情があったということだが、競争事業者から苦情が出なかったのはそういった自動車産業の特殊性が大きな理由なのか。

仮に、例えば、公的再生支援が食品メーカーといった他の業界で行われた場合、競争事業者が不満を言うという可能性はあったと考えているか。

→ 他の業界においては、特定の一事業者が公的再生支援を受けるとなると、当然に競争事業者からすぐに苦情が出たものと思われる。競争事業者から苦情が出なかったのは、自動車業界特有の事情によるものではないかと考えている。

金融セクターについては、主だった銀行全てがAIGの救済による大きなメリットを享受したために、特に不満は出なかったということであると考えている。

- GMを含む救済事例において、公的再生支援が行われた後にDOJやFTCが競争政策の観点から何らかの調整を図るべきだという意見や批判が出たことはあるか。

→ 私の知る限り、そのような意見等はない。競争当局は財務・金融面の政策の結果について管轄権がなく、GMの救済に対しても関わる機会もなかったということである。

- (2) 多田英明東洋大学法学部准教授からEUの国家補助規制について説明が行われたところ、各委員から出された主な意見・質疑とそれに対するヒアリング対象者の発言の概要は次のとおり。

- E U（欧州連合）の国家補助について、E Uの新救済・再生ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、国家補助について申請があったから承認までに最長で18ヶ月かかることになっている。国家補助を受ける事業者が、このままでは経営が早晚行き詰まることになるから国家補助を行うという状況ならばともかく、本当に破綻の危機に瀕している時にそのようなスピード感では対応が遅いのではないか。
 - （E Uの国家補助規制の基本的考え方は）仮に時間を要したとしても、正式な手続を踏むことで加盟国間の不公平感を無くすことに主眼があるのかもしれない。ただ、リーマンショックの後、銀行については取り付け騒ぎが起きないように、金融業に対する規則を採択し、加盟国からの措置届出完了後24時間以内に審査の結果を回答するというものになっている。
- 実務的な感覚からいうと、加盟国政府やE Uが暫定的ではあっても救済支援に乗り出せば、信用毀損を防止する効果は相当程度見込まれると思われる。
- E U機能条約においては国家補助が原則禁止とされており、また、ガイドラインにおいては、民間投資者が同条件で資本参加する場合には公的機関は資本注入を行うことができないことになっているようであるが、例えばフランス政府が経営悪化していないルノーの大株主になっている場合、ルノーの株式を買い増すことは禁止されているのか。
 - E Uでは政府等が国有企業の株式を買い増すことは原則禁止されているのか。
 - アリタリア航空のケースでは、代償措置として、イタリア政府はアリタリア航空に対して通常の株主としての対応を採ることとされた。したがって、アリタリア航空の一般株主が買い増しをしないような条件で同社の株式が売りに出されていた場合、イタリア政府も株式の買い増しはしないということになったものと考えている。
- フランス政府によるルノーの株式の買い増しの事例についていえば、株式市場で一般的に購入できる株式の買い増しは補助に当たらないといえるのではないか。
- ガイドラインにおいては救済支援と再生支援を分けているが、政府による支援は10年以内に1回限りとされていることとの関係で救済支援を行った後、再生支援を行うことは許されているのか。
 - まずは救済支援で繋いでおいて、続いて事業再生が行われる場合など、単一の事業再生の一環として行われる場合には許されている。
- ガイドラインによれば、支援の比例性に関して、通常、自己の拠出が事業再生費用の少なくとも50%であれば、適切であるとみなされるとのことだが、実務家の感覚では、この基準は公的再生支援を受けるに当たってかなり高いハードルとなっているように思われる。元々企業に資金の余力

があれば公的再生支援を必要としないと思われるが、このようなことは実現できるのか。

→ 実務についてはそれほど詳しくないが、アリタリア航空のケースでは、社屋の売却等により自己資金の調達を求められたものと認識している。

○ ガイドラインによれば、支援施策を承認した決定事項が着実に実施されているか確認するため、欧州委員会は被支援事業者に対して供与支援金に関する更なる報告義務を課すことができ、加えて、監視受託者、管財人あるいはその両方を選任することを要求する場合もあるとのことだが、管財人とは主に報告等を行う監視役なのか、又は資産処分や事業運営等について強制権限を発動することができる者なのか。

→ この管財人とは、支援施策を承認した決定事項の実施状況の監視役である。

○ EUの制度はよくできているが、その発想は特定の国だけを過剰に優遇してはいけない、つまりEU加盟諸国間の公平性に力点が置かれているものと考えられる。こうしたEUの制度を日本という一国の中の制度に導入するとしたら、どのような点を考慮すればよいか。

→ 単にEUのような超国家的な組織のルールを持ってくるということではなく、日本においてどのような執行体制を確保するかというところが大事であると考ええる。

○ EU機能条約がEU加盟国の憲法よりも優位性があるとするならば、国家補助に関するEUの決定について不服がある場合、競争事業者はどこに提訴するのか。

→ EUが国家補助に関する決定を一方向的に決めることはない。正式な届出の前に非公式に加盟国政府の意見を聞いたり、正式な審査手続を開始した後に競争者の意見を聞いたりするなどして、関係者の意見を取り込んだ上で決定している。

また、EUによる国家補助の承認について、支援の対象となった事業者の競争事業者が納得できないのであれば、欧州司法裁判所に提訴することができる。

○ 国家補助を実施したところ、再生がうまくいき過ぎたという事例はあるのか。また、そうした事例について、加盟国政府により競争への影響を緩和する措置が事後に採られた事例を聞いたことがあるか。

→ 欧州委員会へのヒアリングによれば、国家補助規制として欧州委員会は支援後のフォローアップは行っていないため、そのような事例は把握していないようである。再生支援した企業が強い競争力を持った結果、競争法上問題となる行為を行った場合は競争法で対応しているようである。

(3) 第5回会合は、10月24日(金) 14時～開催する予定。

(4) 次回の会合については、公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的な認識及び公的再生支援が競争に与える影響とそれに対する対応の各論点について議論を行うことが了承された。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)